

関連用語集

あ行

●あんしんカラーベルト事業

小学生の通学路等のうち、歩道など歩行者空間が確保されておらず今後も歩道整備が困難な路線において、警察署・地元町内会・学校と調整のうえセンターラインを消去するなど路側帯の拡幅を図り、路側帯をカラー化して歩行者空間を確保する事業のこと。

●雨水幹線

下水道の雨水管ネットワークのうち、幹となる主要な管きよのこと。

●液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。(「横浜市住生活基本計画(2012(平成24)年3月)」(横浜市建築局))

●NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。1998(平成10)年3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO法)」により、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人(NPO法人)」として法人格を取得できる。(「横浜市住生活基本計画(2018(平成30)年2月)」(横浜市建築局))

●延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される带状の不燃空間のこと。

●オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。(三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」(社団法人日本造園組合連合会))

か行

●街区公園

地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園。1箇所当たり面積0.1ヘクタール以上で0.25ヘクタールを標準とする。(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成28)年6月)」(環境創造局))

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加ええられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

●幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つともに、都市の骨格を形成する。

●帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)のこと。

●CASBEE

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階(S・A・B+・B-・C)に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のみちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもの。届出制度と認証制度があり、市のホームページでその評価結果を公表している。

建築物環境配慮計画は、「CASBEE-建築(新築)」を基本として、横浜市の制度用に編集した「CASBEE横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「CASBEE横浜[戸建]」を使用。

●急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには県知事の許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

●狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

●狭あい道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを形成するものとして、横浜市が「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

●協働

公共のサービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。（「協働推進の基本指針（2012（平成24）年10月）」（横浜市市民局））

●緊急交通路指定想定路

大規模災害発生時において「緊急交通路」として県公安委員会が指定することが想定される路線のこと。

指定された路線は被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止・制限の交通規制を受けることになる。（「神奈川の緊急輸送道路（2014（平成26）年3月）」（神奈川県））

●緊急輸送路（緊急輸送道路）

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

●近隣公園

少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園。1箇所当たり面積1ヘクタール以上を目安に2ヘクタールを標準とする。（「横浜市水と緑の基本計画（2016（平成28）年6月）」（環境創造局））

●景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

●景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めることができる制度のこと。

●建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束（協定）」を互いに取り決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。（「いちからつくる建築協定（2014（平成26）年5月）」（横浜市都市整備局）参考）

●広域避難場所

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

●公園愛護会

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。（「横浜市水と緑の基本計画（2016（平成28）年6月）」（環境創造局））

●洪水ハザードマップ

大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、各地域の避難所等を示しているマップのこと。

●高齢化率

65歳以上の人口（老年人口）の占める割合のこと。
高齢化率は、65歳以上人口（老年人口）÷総人口（年齢不詳を除く）×100で算出する。

●コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。（「地域コミュニティの現状と問題（2007（平成19）年2月7日）」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料）

●コミュニティハウス

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

さ行

●市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。

市街化を抑制すべき区域のこと。

●地震火災対策方針における重点対策地域（不燃化推進地域）

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域」のうち、延焼の危険性が特に高い地域のこと。横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例に基づき、建築物の耐火性能強化を義務付ける地域として指定する。

●地震火災対策方針の対象地域

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」における、延焼の危険性が高い地域のこと。

●持続可能な都市づくり（まちづくり）

「持続可能な開発（発展）」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

●主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路（地域道路）のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

●浸水

洪水等によって、市街地や農地などが水で覆われること。その深さを浸水深という。（「内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A（2015（平成27）年4月）」（横浜市環境創造局）

●浸水想定区域

水防法により、住民の人命を守るための避難計画等の目安となるハザードマップを作成するため、洪水、内水、高潮により浸水被害が想定される区域のこと。

●3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成23）年1月）（横浜市資源循環局）

●生産年齢人口

15歳から64歳までの人口のこと。

この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口」という。

●生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

た行

●耐震改修

耐震診断の結果、大地震時に倒壊又は崩壊する危険性がある又は高いと判定された建物において行われる、地震に対する安全性を向上させる工事のこと。

●耐震診断

建物の地震に対する安全性を確かめるための調査のこと。

●脱炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、再生可能エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

●地域ケアプラザ

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設のこと。おおむね中学校区域に1箇所を設置。

●地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組

がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

●地域道路

高速道路及び幹線道路以外の全ての道路のこと。

●地域福祉保健計画

社会福祉法第107条に基づき、横浜市と横浜市社会福祉協議会で、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

●地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

●地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

●地区センター

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

●昼夜間人口比率

昼間人口の夜間人口に対する割合のこと。昼夜間人口比率＝ $(\text{昼間人口} \div \text{夜間人口}) \times 100$ で算出。

昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、「昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口」により求めることができる。

夜間人口とは常住地による人口のことであり、国勢調査時に調査の地域に常住している人口のことをいう。

●超高齢社会

WHO(世界保健機関)と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老年人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合が21パーセント超の社会のこと。

なお、65歳以上人口の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、同割合が14パーセント超で「高齢社会」という。

●長寿命化

物理的な劣化や機能の陳腐化に対策することで、従来行ってきた建替え・更新の期間よりも長く施設を使えるようにすること。

●低炭素型都市づくり・まちづくり

地球温暖化対策の観点から、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡（脱炭素化）の達成を目指す都市づくり（まちづくり）のこと。脱炭素化を実現するためには、現状の取組の延長線上では難しく、英知を結集し、技術・経済社会システム、ライフスタイルのイノベーションによる解決を最大限迫っていくことが必要である。都市・地域においては、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や、再生可能エネルギー由来等の電気や熱等の自立分散型エネルギーの面的利用、緑の保全や創造による水と緑のネットワークの形成等を実現していく。

●透水性舗装

雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装のこと。主として歩道の舗装に用い、歩道上の水たまり発生や地下水のかん養等の効果がある。

●特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。（「横浜市水と緑の基本計画（2016（平成28年）6月）」（環境創造局））

●都市型住宅

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスとの複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的な生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。（「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（2013年（平成25年）3月）」（横浜市都市整備局）参考）

●都市型水害

都市化の進展により、流域の土地利用形態が変化し、浸透域が減少することによって、雨水のピーク流出量の増大や流出形態の尖鋭化等により発生する水害のこと。（「下水道計画指針」（2010年（平成22年）4月）」（横浜市環境創造局））

●都市機能

都市（政治、経済、文化等の中心地で人の多いところ）としての機能のこと。業務、商業、文化、観光、交流などの機能（の一つ又は複数）を有する。

●都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項の規定により、都道府県が、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての行う調査のこと。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるもの。横浜市は、市域全域が都市計画区域である。なお、2014（平成26）年6月の都市計画法の改正により、決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲された。

●都市計画道路

都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

●都市施設

都市計画に定めることができる、都市計画法第11条第1項各号に掲げる以下の施設のこと。

1. 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
2. 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
3. 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
4. 河川、運河その他の水路
5. 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
6. 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
7. 市場、と畜場又は火葬場
8. 一団地の住宅施設
9. 一団地の官公庁施設
10. 流通業務団地
11. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
12. 一団地の復興拠点市街地形成施設
13. その他政令で定める施設

●土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防

止対策の推進に関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

●土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域のこと。（神奈川県県土整備局砂防海岸課）

土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

●土砂災害ハザードマップ

神奈川県が指定する土砂災害警戒区域等について、崖崩れ災害が予想される場合や発生した場合に、市民が適切な行動を取るために避難する方法や避難場所を示したマップのこと。

な行

●内水ハザードマップ

大雨時に下水道や水路からの溢水により浸水が想定される区域及びその浸水深を示したものの、その他、日頃の備えや降雨時の注意事項等、市民の皆さまの自助・共助に必要な情報をまとめたマップのこと。

●ノンステップバス

乗降口の段差（ステップ）がなく、車いす使用者をはじめ、だれもが乗降しやすい構造のバスのこと。乗降時に通常の走行状態の車高から5センチメートル程度車高を下げ、歩道縁石等との段差をなくすことができるニーリング・システム（車高調整装置）を装備している。

は行

●パーソナルモビリティ

一人乗りの移動機器。先進技術を用いた電動車両を指す場合が多い。（「都心臨海部・インナーハーバー整備構想提言書（2010（平成22）年3月）」（横浜市インナーハーバー検討委員会）

●パーソントリップ調査

「人 (Person) の動き (Trip)」から都市を分析していく調査 (PT調査ともいう。) で、「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べるもの。鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。東京都圏においては、日常的に一体的な経済、社会活動が行われている圏域として、東京を中心とした通勤交通圏域を一つのまとまりある都市圏として、1968 (昭和 43) 年以降、10 年ごとに実施している。

●ハザードマップ

hazard map. 災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。(「大辞泉第二版 (2012 (平成 24) 年 11 月)」(小学館))

●ハマロード・サポーター

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体と行政が協働して道路の美化や清掃活動を継続的に行う制度のこと。道路管理者である横浜市は活動団体をハマロード・サポーターとして認定し、地域の清掃を行ってもらい、清掃に必要な用具の提供、ごみ等の回収・処分などボランティア活動の支援を行う。

●バリアフリー化

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。(「横浜都市交通計画 (2008 (平成 20) 年 3 月)」(横浜市都市整備局))

●ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド (熱の島) と呼ばれる。

●風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。(「風致地区の手引き (2014 (平成 26) 年 4 月)」(横浜市建築局))

●HEMS

Home Energy Management System の略。家庭内のエネルギー管理システムのこと。家電製品などの消費電力が可視化され、効率的な節電、蓄電をコントロールし、二酸化炭素削減と、快適なラ

イフスタイルの両立をサポートする。(「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト『スマートコミュニティ』(2014 (平成 26) 年 1 月)」(資源エネルギー庁))

●防災備蓄庫

地域防災拠点である小中学校等の空き教室及び校地の利用し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材 (発電機、担架等)、食料、水、生活用品等を備蓄しているもの。

ま行

●木造住宅密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。

や行

●用途地域

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもの。次の 13 種類がある。

1. 第一種低層住居専用地域
2. 第二種低層住居専用地域
3. 第一種中高層住居専用地域
4. 第二種中高層住居専用地域
5. 第一種住居地域
6. 第二種住居地域
7. 準住居地域
8. 田園住居地域
9. 近隣商業地域
10. 商業地域
11. 準工業地域
12. 工業地域
13. 工業専用地域

●横浜市環境管理計画

横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

●横浜市基本構想（長期ビジョン）

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する 21 世紀最初の四半世紀（おおむね 2025（平成 37）年頃、現在から約 20 年間）を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけられる。

横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。（「横浜市基本構想（長期ビジョン）（2006（平成 18）年 6 月）」（横浜市政策局））

●横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申（2017（平成 29）年 4 月）及び住生活基本法（2006（平成 18）年制定）の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想（長期ビジョン）を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

●横浜市地域まちづくり推進条例

市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続や、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とした条例のこと。2005（平成 17）年 2 月 25 日公布、2005（平成 17）年 10 月 1 日施行。

●横浜市中期 4 か年計画

横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策の方向性を共有することにより、あらゆる方々の知恵や力の結集、様々な主体との協働などを通して、オール横浜で「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の実現を目指していくための計画のこと。

●横浜都市交通計画

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

●横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置付けた計画。

●ヨコハマ市民まち普請事業

市民が地域の特性を生かした身近な生活環境の整備（施設整備）を、自ら主体となって発意し実施することを目的として、身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、2 段階の公開コンテストで選考された提案に対して最高 500 万円の整備助成金を交付するなど、市民が主体となった整備の支援を行う事業のこと。

●横浜みどりアップ計画

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の 3 つの柱と、「効果的な広報の展開」に取り組む計画のこと。

ら行

●流域

河川に流れ込む雨水（氷雪水も含む。）が降り集まる地域のこと。集水域又は排水域ともいう。（「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局））

●緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。



南の風はあたたかい。

平成 31 年 2 月発行

横浜市 南区 区政推進課

〒232-0024 横浜市南区浦舟町 2-33

Tel : 045-341-1232 FAX : 045-341-1240

E-mail : mn-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ :

<http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/52kumasu/>

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

Tel : 045-671-2696 FAX:045-663-8641

E-mail : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp

